

令和5年第6回

海老名市農業委員会定例総会議事録

| | | |
|---|---|-------------------|
| 日 | 時 | 令和5年6月28日 |
| | | 13時30分～14時48分 |
| 会 | 場 | 海老名市役所 6階議員全員協議会室 |

令和5年第6回海老名市農業委員会定例総会

令和5年6月28日「令和5年第6回海老名市農業委員会定例総会」を議員全員協議会室に招集した。

招集委員は14名、応召委員は14名で次のとおりである。

| | | | |
|-----------|-----------|----------|----------|
| 1番 深澤 伸治 | 2番 宮基 功 | 3番 澤地 正典 | 4番 井上 勝 |
| 5番 鈴木 守 | 6番 岩壁 正和 | 7番 三廻部 茂 | 8番 波多野 寛 |
| 9番 市川 和美 | 10番 小松 佐一 | 11番 鈴木 徹 | 12番 橋本 保 |
| 13番 青木 莊一 | 14番 牛村 律子 | | |

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

| | | | |
|-----------|------------|-----------|-----------|
| 15番 本多 洋 | 16番 大貫 信夫 | 17番 重田 政一 | 18番 西海 正義 |
| 19番 西山 勝敏 | 20番 鴨志田ひろし | | |

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 秦 芳生、主幹兼管理係長 尾山 剛、主任主事 榎田 晃、
主 事 高野 栞、主 査 中山康一

会議事項は次のとおりである。

| | | |
|------|--------|------------------------------------|
| 日程第1 | 議案第31号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第2 | 議案第32号 | 引き続き農業を行っている旨の証明について |
| 日程第3 | 議案第33号 | 引き続き特定貸付けを行っている旨の証明について |
| 日程第4 | 議案第34号 | 農用地利用集積計画（案）について「貸し借り」 |
| 日程第5 | 議案第35号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| 日程第6 | 議案第36号 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について |
| 日程第7 | 議案第37号 | 令和4年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価に ついて |
| 日程第7 | 議案第38号 | 令和5年度最適化活動の目標の設定等について |

審議事項は次のとおりである。

- (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (2) 農地転用届出による専決処分について

会長が開会を宣言した。(開会の時間：午後1時30分)

【議長】 ただいまの出席委員は、14名です。また、農地利用最適化推進委員、6名が出席をしております。定数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

次に、海老名市農業委員会会議規則第13条第2項により議事録署名委員を指名させていただきますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしですので、6番委員と7番委員を指名いたします。

それでは、議案書3ページから5ページ、4. 報告事項(1)活動状況について、(2)農地の異動状況について、(3)県許可の状況について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局長】 (先月の活動状況、農地の移動状況、謙虚化の状況を報告した。)

【議長】 報告事項が終了いたしました。ただいまの報告につきまして、何かご質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようでしたら、報告事項ですので、この程度にさせていただきます。

本日は、傍聴希望者がございます。傍聴につきましては、農業委員会会議規則第14条で委員会の会議は公開とすると規定されておりますので、許可したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということですので、傍聴を許可いたします。傍聴人を入室させていただきます。

暫時休憩いたします。

(休憩)

【議長】 それでは、再開いたします。

議案書6ページ、5. 付議事項の日程第1、議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号17について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 事】 議案書6ページ、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条では、農地、または採草放牧地についての権利を移転、または設定する場合には、原則として農業委員会の許可を受けなければならない旨を規定しております。これは、権利の設定、移転の機会を捉えて、農地等が資産保有目的、投機目的等の対象として農業者以外の者によって取得されないようにするとともに、生産性の高い農業経営者によって効率的に利用されることにより、農業生産力の維持、拡大を図ることを趣旨としたものです。今回、案件は3件ございます。

まず、受付番号17、申請地は、勝瀬■■■■■■■■、登記簿地目、田、現況地目、田、■■■平米、ほか1筆、議案書のとおりでございます。譲受人は、綾瀬市■■■■■■■■■■、■■■■、譲渡人は、綾瀬市■■■■■■■■■■■■、■■■■、権利の種類は、所有権の移転、目的は、世帯内贈与です。現地の案内図及び写真は、別紙の資料1-1、公図は資料1-2を御覧ください。

以上です。

【議 長】 提案説明が終わりました。

本案は、市外の方の間の権利移動になりますが、地区委員から何かございますでしょうか。7番委員。

【7番委員】 書類を確認させていただきました。特に問題点はありません。それから、現地のほうも田んぼで管理をしっかりとされているので、問題ありません。

以上です。

【議 長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主 事】 ■■さんの農家世帯としての状況についてですが、■■■■さん、妻の■■■さん、子の■■■さん、■■■さんの夫の■■■さんの4人が農業従事者だそうです。経営主については、令和4年の農家台帳では■■■さんになっております。農業への従事状況に関してですが、■■■さんの農業経験年数は50年、農業従事日数は365日、妻の■■■さんの農業経験年数は50年、農業従事日数は280日、子の■■■さんの農業経験年数は23年、農業従事日数は100日、■■■さんの夫の■■■さんの農業経験年数は23年、農業従事日数は

60日だそうです。■■■さんの世帯の現在の農業経営面積につきましては、自作地は、田が■■■■■平米、畑が■■■■■平米の合計■■■平米でございます。機械につきましては、トラクター1台、耕運機1台、田植機1台、バインダー1台、防除機1台を所有しております。また、取決めに従い、支障が出ないよう耕作する旨、申請書に記載がございますし、機械の面、労働力の面、技術の面を見ても譲受人として特に問題ないと思われま。そのほか、許可をすることができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございませんので、この案件に関して、特に問題ないと思われま。

以上です。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いたします。11番委員。

【11番委員】 今回、3班が担当ということでございまして、昨日、9番委員、15番委員、17番委員、19番委員と私と事務局で現地のほうに見てまいりました。ただいまの7番委員からありましたけれども、田植はまだ終わっていないみたいだったのですが、準備もされておまして、管理も良好にされていると思われま。世帯内贈与ということで、今までの流れが特別変わることがないということでございまして、問題はないものと思われま。

以上です。

【議長】 それでは、受付番号17について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号17について、採決をさせていただきます。

許可することに賛成の方の挙手を求めま。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可するものといたします。

続きまして、受付番号18について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主事】 続きまして、受付番号18、申請地は、勝瀬■■■■■■■■■、登記簿地目、田、現況地目、田、■■■平米、議案書のとおりでございます。譲受人

は、綾瀬市■■■■■■■■■■、■■■■、譲渡人は、綾瀬市■■■■■■■■■■
■■■■、■■■■、同じく綾瀬市■■■■■■■■■■、■■■■■■及び綾瀬市
■■■■■■■■■■、■■■■、権利の種類は、所有権の移転、目的は、世帯
内贈与です。譲受人の■さんは、もともと申請地のうち4分の2を既に所有
しており、今回の申請で譲渡人からそれぞれ残りの4分の1ずつの所有権を
移転し、持分が4分の4となります。現地の案内図及び写真は、別紙の資料
2-1、公図は資料2-2を御覧ください。

以上です。

【議長】 提案説明が終わりました。

これも市外の方の間の権利移動になりますが、地区委員から何かございま
すでしょうか。7番委員。

【7番委員】 こちらのほうは、業者から書類の説明を受けて、内容に問題点はございま
せん。同様に現地につきましても管理がされておりました、問題ありません
。

以上です。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主事】 ■■さんの農家世帯としての状況についてですが、■■■■さん、妻の■
■■さん、子の■さんの3人が農業従事者だそうです。経営主については、
令和4年の農家台帳では■■さんになっております。農業への従事状況に関
してですが、■■さんの農業経験年数は40年、農業従事日数は150日、
妻の■■■さんの農業経験年数は40年、農業従事日数は60日、子の■さ
んの農業経験年数は20年、農業従事日数は60日だそうです。■■さんの
世帯の現在の農業経営面積につきましては、自作地は、田が■■■■■平米
、畑が■■■平米、合計、■■■■■平米でございます。機械につきましては
は、トラクター1台、防除機2台を所有しております。取決めに従い、支障
が出ないように耕作する旨、申請書に記載がございまして、機械の面、労働力
の面、技術の面を見ても譲受人として特に問題ないと思われまして、そのほか
、許可をすることができない場合が定められている農地法第3条第2項各号
に該当する項目はございませんので、この案件に関して、特に問題ないと思
われまして。

以上です。

それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主 事】 ■■さんの農家世帯としての状況についてですが、■■■■さん、妻の■■■さん、子の■■さんの3人が農業従事者だそうです。経営主については、令和4年の農家台帳では■■さんになっております。農業への従事状況に関してですが、■■さんの農業経験年数は50年、農業従事日数は300日、妻の■■■さんの農業経験年数は40年、農業従事日数は300日、子の■■さんの農業経験年数は20年、農業従事日数は60日、子の■さんの農業経験年数は20年、農業従事日数は200日だそうです。■■さんの世帯の現在の農業経営面積につきましては、自作地は、田は■平米、畑が■■■
■■■■■平米、貸付地は、田が■■■■■平米、畑が■■■■■■■■■平米、合計、■■■■■■■■■平米でございます。機械につきましては、耕運機1台、トラクター1台を所有しております。また、取決めに従い、支障が出ないよう耕作する旨、申請書に記載がございますし、機械の面、労働力の面、技術の面を見ても譲受人として特に問題ないと思われます。そのほか、許可をすることができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございませんので、この案件に関して、特に問題ないと思われます。

以上です。

【議 長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。11番委員。

【11番委員】 ここにおきましても、同じことの繰り返しのようでございますが、昨日見に行った時点で田植が終わっており、適正に管理をされておりましたので、問題はないものと思います。

以上です。

【議 長】 それでは、受付番号19について、質疑のある方。

【19番委員】 ちょっと教えてください。貸付地が■■■■■平米あるんですが、この貸付地というのは農地集積による貸付地なんでしょうか、それとも単純にどこかと契約をしたような形の貸付地なんでしょうか。

【事務局長】 基本的に経営基盤強化促進法なり農地法の3条なりで、当然、法に基づいた貸し借りの数字を、これは綾瀬市の農業委員会のほうからのデータなので

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号20について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号20について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認いたします。

続きまして、議案書8ページから9ページ、受付番号21について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 それでは、受付番号21です。被相続人は、社家■■■■■■■、■■■■■■■、相続人は、社家■■■■■■■■■■■■■■■、■■■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、令和2年5月23日から令和5年6月28日までです。特例農地等の明細でございますが、本郷■■■■■■■■■■■■■■■、現況地目、田、登記簿地目、田、農業振興地域内、面積、■■■平米、ほか15筆、合計、■■■■■■■■■■■■■■■平米、議案書のとおりでございます。

事務局で6月8日に現地調査を行ったところ、農地として適正に管理されておりましたので、特に問題ないと思われま。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号21について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号21について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、承認いたします。

続きまして、議案書10ページ、受付番号22について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 それでは、受付番号22です。被相続人は、大谷■■■■■■■、■■■■■、相続人は、大谷北■■■■■■■■■■■、■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、令和2年7月29日から令和5年6月28日までです。特例農地等の明細でございますが、大谷北■■■■■■■■■■■、現況地目、畑、登記簿地目、畑、生産緑地、面積、■■■■■平米、ほか2筆、合計、■■■■■平米、議案書のとおりでございます。

事務局で6月8日に現地調査を行ったところ、農地として適正に管理されておりましたので、特に問題ないと思われま。

以上でございます。

【議 長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号22について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号22について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、承認いたします。

次に、議案書11ページ、日程第3、議案第33号 引き続き特定貸付けを行っている旨の証明についてを議題といたします。

受付番号6について、事務局から説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 それでは、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明についてでございます。この証明ですけれども、相続税納税猶予の特例適用を受けている農地について、特定貸付けをしている方が、3年ごとに引き続き相続税納税猶予の特例を受けたい旨の継続届出書を税務署へ提出する際に必要な証明で

■■■、■■■■■■■■、貸し借りする農地は、本郷■■■■■■■■■■、現況地目、畑、地積、■■■平米、ほか1筆でございます。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、普通畑、貸し借りの期間は、令和5年7月1日から令和9年12月31日までの5年間でございます。こちらは農業振興地域内、1件の新規の計画となります。この案件につきまして、6月12日に事務局で現地確認を行ったところ、現地は農地として適正に管理されておりました。また、借り手は市内農業法人であり、農用地集積計画の法定要件が定められている改正前の農業経営基盤強化促進法第19条第4項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われます。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号23について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号23について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書13ページ、日程第5、議案第35号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

受付番号3について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主事】 議案書13ページ、農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6号の規定に基づき、農地の賃貸借の当事者について合意解約が行われた旨の通知がございましたので、報告いたします。

受付番号3、届出地は、上郷■■■■■■■■■■、登記簿地目、田、現況地目、田、面積、■■■平米、議案書のとおりでございます。賃貸人は、綾瀬市■■■■■■■■■■、■■■■、賃借人は、大谷北■■■■■■■■■■、■■■■でございます。農業経営基盤強化促進法第18条の農用地利用集積計画作成による賃貸借の合意解約です。合意により解約する日は、令和5年5

月24日、土地の引渡し日は、同じく令和5年5月24日でございます。なお、こちらの届出地は、先ほど農地法第3条の規定による許可申請にてご説明いたしました受付番号19の案件にて、所有権の移転申請も同時に行われております。こちら、事務局で6月6日に現地確認を行い、農地として管理されていることを確認いたしましたので、特に問題ないと思われま

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号3について、質疑のある方はどうぞ。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号3について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書14ページ、日程第6、議案第36号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明についてを議題といたします。

受付番号1について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主任主事】 生産緑地制度には、農地の所有者の権利救済の観点から、次の3つの場合に市町村に対して時価で生産緑地を買い取るよう申し出ることができる仕組みがあります。1つ目は、生産緑地に指定してから30年が経過した場合、2つ目が、農林漁業の主たる従事者が死亡した場合、3つ目が、農林漁業の主たる従事者が農林漁業に従事することを不可能とさせる故障を有することとなった場合です。2つ目と3つ目の場合に買取り申出をするときには、農林漁業の主たる従事者の証明を農業委員会から受ける必要があります。農林漁業の主たる従事者とは、専業従事者、兼業従事者にかかわらず、農林漁業経営における中心的な働き手もしくは農林漁業経営に欠くことのできない者です。その者が従事できなくなった場合のため、当該生産緑地における農林漁業経営が客観的に不可能となるような場合における当該者を言います。この主たる従事者についての証明願いが提出されました。市長へ生産緑地を買

い取るよう申し出ると、市が買い取るか買い取らないかの通知を、申出受付の日から1か月以内にします。市が買い取らない場合には、農林漁業を行う当事者への斡旋をして、斡旋が整わなければ買取申出を受けた日から3か月後に行為制限の解除が申出者に通知されるという仕組みです。

議案書14ページ、受付番号1、申請者は、勝瀬■■■■■、■■■■■、買取り申出事由は、生産緑地法施行規則第5条第2号、買取り申出事由発生日は、令和4年12月7日、買取り申出事由発生者は、勝瀬■■■■■、■■■■■、続柄ですが、申請者は、買取り申出事由発生者本人とその息子です。買取り申出をする生産緑地は、勝瀬■■■■■、現況地目、畑、登記簿地目、畑、■■■■■平米です。現地の案内図及び写真については、資料5-1、公図は、資料5-2を御覧ください。

事務局で6月6日に現地確認をしたところ、写真のとおり、農地として管理がされております。この証明の発行につきましては問題ないと思われま

す。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号1について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号1について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書15ページ、日程第7、議案第37号 令和4年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価についてを議題といたします。

お諮りをいたします。議案第37号と同じページの議案第38号は、関連がございますので、審議の進め方については、説明、質疑、意見まで一括して行い、採決については個別に行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。そのように進めさせていただきます。

日程第7、議案第37号 令和4年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について及び日程第8、議案第38号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について、事務局から一括して提案説明をお願いいたします。

【主査】 それでは、私のほうから説明させていただきます。

お手元に議案書と一緒に3点資料をつけてあるのですが、A3の横長の細長いものがついた議案書別紙①と、それから、これはA4の縦遣いで、議案書別紙②と左上に打ってあるもの、最後に、一番上だけカラーでA4の横遣いになっております議案第37号参考資料、これを見ていただきながらご説明をさせていただきます。

一番最初に、カラーのA4の横遣いのものを使いますので、それを眺めていただければと思います。

農業委員会等に関する法律施行規則第15条では、農業委員会は、毎年度、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、翌年度の6月30日までに公表しなければならないとされております。公表は、農林水産省が発する通知に従った形式で実施しておりますけれども、この形式が改正されまして、令和4年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価、つまり、今年行う点検・評価から、改正後の形式により実施することになっております。別紙でおつけした参考資料、A4の横遣いのカラーの資料、議案第37号用参考資料、「目標設定～活動の記録～公表の全体の流れ」を御覧ください。

上の段、①農業委員会による目標設定では、詳細の説明は省略しますが、農業委員会は、3月末までに最適化活動の目標を設定し、4月末までにインターネットその他適切な方法で公表となっております。去年公表した令和4年度の最適化活動の目標が、1枚めくった、今度縦遣いになっちゃって恐縮ですが、2ページ目から3枚になります。1枚目に戻っていただいて、中段、②の委員による最適化活動の記録でございますが、これは何かといいますと、今日も日誌を一旦お預かりしておりますけれども、去年に関して言いますと、オレンジ色の日誌ということになります。2022年農

業委員会活動記録セットというのが正式名称ですけれども――のことでございます。

そして、一番下の段、③活動記録の収集と点検・評価、公表となっておりますけれども、これによりますと、5月末までに農業委員会において令和4年度最適化活動の実施状況及び目標達成状況を点検・評価する、6月までに県知事、市長、それから、公益社団法人神奈川県農業会議に報告するとともに、インターネットその他適切な方法で公表する、公表を行ったときは、その内容を前記の3機関に報告するとされております。この中で、一部には、先月中に済ませておくものがございますけれども、本日まとめてご審議いただき、今月中に対応することをご了承いただきたいと思います。

本日ご審議いただくのは、この議案第37号用参考資料の左下のところに太い赤線で囲った部分がございまして、議案の別紙として、先ほどお配りいたしましたご説明しましたA3の折り畳みが一番上についている議案書別紙①を使うということになります。内容の一部にこれの2ページ目以降、今度はいきなりA4の縦遣いになりますけれども、2ページ目以降が絡んでくること、それと、ホームページでこの点検評価の結果を公表する際に2ページ目以降の別紙様式5を使うということになっております関係で、説明では1枚目のA3の横長い部分しか使いませんが、時々、別紙様式5、2ページ目以降、それから、先ほどご説明したA4の横遣いの資料の2ページ目以降を使ってやりますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、別紙様式①、A3の横遣いの資料を御覧になってください。左側からご説明させていただきます。一番左側に農業委員会名、海老名市農業委員会となっておりますけれども、その右隣、前年度末の集積率、19.8、それから、目標集積率、20%というのは、カラーのとじたやつの2ページ目を見ていただきたいのですけれども、一番右上に集積率、19.8と書いてありますね。それと、そのちょっと下のところに20.0%と書いてありますが、それぞれ令和3年度末時点の集積率、それから、令和4年度末の目標の集積率ということで引っ張ってきているものでございます。

その右側、農地面積、499ヘクタールというのは、昨年2月に発表されました農水省の耕地の統計の海老名市の数字でございまして、令和3年度

末、去年の3月ぐらいで海老名市には499ヘクタールありますよ、これを分母で使ってくださいというような形になっております。

その右側、集積面積、108.7でございますけれども、令和3年度末の段階で、集積済みの面積というのが99ヘクタールございました。それに実績としましては、令和4年度は非常に多くて、9.7ヘクタールを新たに積んでおります。ですので、ここは足し込んで108.7ヘクタール。108.7ヘクタールを499で割ると、令和4年度末の集積率が21.7というような形になっております。

さらにその右側、(2)遊休農地の解消等の目標、緑区分というのは、草刈り程度で遊休農地から回復できるという農地のことを言っていますけれども、これについては、令和3年度末、0.98ヘクタールありました。切り上げられて1ヘクタールになっちゃうんですけども、これを農水省の通知では、令和4年度から8年度の5年度間で解消しようという形になっておりますので、5で割って0.2ヘクタールということで、0.2ヘクタールを目標として入れ込んであります。

実績としては、その右側になります。緑区分の解消の面積、0.1ヘクタール、これは実際に緑区分で農地に耕作者がついたのが何件かあるのです。上今泉の相模線沿いの座間市の方が持っている、■■さんという方が持っているのを■■さんについてもらったりとか、あと2筆ぐらいあるのですけれども、それを全部足し込むと901平方メートルということで、これも切り上げられてしまいまして0.1ヘクタールという形になっております。

その右側、実績、黄区分解消工程表策定（有無を記入）となっておりますけれども、黄区分というのは、土木をやらないと遊休農地の状態から解消できないという農地のことです。それについては、関係機関と協力して工程表をつくれというのが国の通知に書いてあるのですけれども、そこまで至った農地がない関係で、ここは策定していないということになっております。

その右側、目標、新規発生解消面積というのは、カラーのとじた冊子の2枚目の一番下のところに、イ、新規発生遊休農地の解消という目標値が入れてある、この1ヘクタールをそのまま引き移したものでございます。

それから、実績、新規解消面積となっておりますけれども、実際に去年、農

地パトロールで状態の悪い農地が何件があったんですけれども、これは農業委員会のほうで正式に行政指導をかける前に全部草刈りとかしてしまいましたので、ここは0.0ヘクタールという形で入れ込んでございます。

続いて、新規参入の促進でございますが、目標、1.6ヘクタールというのは、令和元年度から3年度の権利移動、3条と、それから利用集積を全て足し込んだ1割以上ということになっていますので、これ、計算しますと1.6ということになります。

その右側、実績、同意・公表面積。これ、「同意」って何だと農業会議に確認したのですけれども、答えがなかったんですが、0.3ヘクタールというのは、新規参入に遊休農地を、言葉は悪いですけれども、あてがった結果ということで、中河内の旭地区で、3月の総会で、■■■■さんという人に、ナシ畑だったと思うのですけれども――を引き受けていただいた、その面積が3筆で2,907平方メートル、0.3ヘクタールということで、ここに入れ込んでございます。

その右側、最適化活動の活動目標の農業委員の数、14人、推進委員の数、6人というのは書いてあるとおりで、なぜ小数点以下があるのか分からないのですけれども、14.0、6.0というふうに入れ込んであります。

その右側、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数は、例えば総会に来るというのも含めて、月当たり活動日数は5日で設定していたので、ここは5日というふうに入れてございます。

それで、その右が実績なのですが、1.4というのは、皆さんからいただいたオレンジ色の日誌を全部入力しまして、その中で最適化活動に充てた日数が20人で326日あったので、それを12か月で割ってさらに20人で割ると、これが1.4日というふうになっております。

それから、活動強化月間、目標、4、実績、2となっておりますけれども、こちらについては、何枚かめくっていただくと、A3の横長の資料の5ページ目、真ん中のところに(2)活動強化月間の設定とございまして、実は5月、11月、8月、1月と4回設定していたのですけれども、実際には特に11月の農業まつりで相談会をやるとか、そういうのも計画してはいたのですが、そういったのがなかった関係で、頑張っただけやったと

というような形で入れさせていただいております。

その右側、新規参入相談会への参加というのも、今もご説明したとおりで、目標、2回設定していたのですけれども、実際はゼロ回というような形でございます。

最後に、一番右側、点検・評価結果、農業委員会の点検・評価結果が「目標に対して期待どおりの結果が得られた」というふうになってはいますが、これは勝手にこういうふうに書いているわけではなくて、A3の横長の資料の順にご説明しますと3ページ目、最適化活動の成果目標、(1)農地の集積というのがあると思うのですけれども、その③の実績、3ページの真ん中のあたりですね、目標に対する達成状況(H) / (E)とあるのですけれども、これは108.5%なのですが、達成率、90%以上110%未満で、ここは3点もらえるのだそうです。

次に、1枚めくって、4ページの上から3分の1ぐらいのところですかね、③実績、ア、既存遊休農地の解消、a緑区分の遊休農地の解消のところ、今年度の目標に対する達成状況、(D) / (C)、50%となっていると思うのですけれども、達成率、90%未満でもここは1点もらえるのだそうです。これで4点です。

次に、1枚めくって、5ページ、一番上の③実績というところで、目標に対する達成状況、(B) / (A)、18.8%となっていますけれども、これも達成率90%未満でも1点もらえるのだそうです。

さらに同じページの一番下のほう、②実績、活動強化月間の設定回数、2回となっていますけれども、達成3回以上で1点なのだそうで、ここは0点です。

最後に、1枚めくっていただいて、(3)新規参入相談会への参加という項目があるのですが、②の実績というところで、新規参入相談会への参加回数、0回となっていますけれども、0回なのですが、1回以上で1点なので、ここは0点です。ということで、3点、1点、1点ということで、5点、海老名市農業委員会の令和4年度は5点なのですけれども、5点以上10点未満は「目標に対して期待どおりの結果が得られた」という評価でいいということに国の通知でなっています。ということで、目標に対して期待どおり

の結果が得られた委員の数は20人というふうにもさせていただいております。

以上が令和4年度の活動の点検・評価の部分でございます。

続いて、令和5年度最適化活動の目標の設定等は簡単にやらせていただきますけれども、この別紙様式②というのをお手元に取りいただきたいのですが、これはどこかで見たなと覚えていらっしゃる方もいらっしゃると思うのですが、3月の総会のその他のところで、この資料の4ページ以降のものを皆さんにお示しして、これで農業会議の確認をもらってから総会にかけますというふうに、通知で農業会議に確認してもらえというふうになっていまして、これが確認前です。4ページ以降が。確認後が1ページから3ページで、確認をしてもらって変えたところが赤字になっています。計算間違いだったり、こちらが思っている以上に数字がよくなったりという部分もありまして、2ページと3ページのところで農業会議のほうでこうしてくださいというのが、中には様式が違っていたりしたところもあったのですけれども、ということで、このとおりに直させていただいたもので、今年度、もう3箇月たってしまうかもしれませんが、活動の目標といいたいということで説明に代えさせていただきたいと思っております。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、議案第37号及び38号について、一括して質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方、一括でお願いいたします。

【2番委員】 ちょっと疑問に思っている点といいますかね、どういうふうに解釈するのかなという点でちょっとお伺いしたいのですが、この資料1の推進委員の最適化活動を行う日数の関係で、目標は5日に対して、1.4日ということで、毎月、日誌を出していますけれども、あの日誌の書き方で、私は実際に現地調査や何かに行ったときのパトロールという形で1日記載しているのですが、そういうふうな形というのは、日常的には、皆さん、現場へ行ったときには、結構自分の農地の周りのところや何か頻繁に回っているのが現状じゃないかなというふうに思うんですが、それは日数をその都度書いたほ

うがいいということなんですかね。書くべきなんですかね。その辺のところをちょっとお聞きしたいなど。

【主 査】 議案の中身というよりも、日誌の書き方ということでお答えさせていただきますけれども、私もというか、先ほどご説明したとおり、やり方が変わって、新しいやり方が適用されるのは今年からということで、ここでこういうのをやってみて初めて分かったという部分があるのですけれども、どうもこの1.4日をもう少し上げて2.0日とか2.4日にしたいという場合は、日誌の書き方にコツがあるようなのです。日誌の4ページの下のところ、出し手・受け手の意向把握をした場合とか、その下、新規参入の促進活動をした場合、どうもこの辺を「2の①」とか「4の①」とか入れると、そこが自動的にプラス評価の方向に積み上げられちゃうような形になっていまして、いくら表に出て「今日、この農地は大丈夫だ」とかといっても、それだけでプラス評価にカウントされないようなんです。日誌の書き方については、実際にそういう活動をしているのであれば「2の①」とか「4の①」とか、そういう形で入れ込んでいただければ、おのずと上がってくるというようになっているようです。

【2番委員】 そうありたいと思いました。

【主 査】 ただ、実際に採点してみると、これ、ちょっと点が入らないんじゃないかと思ったら、ある程度はどうやっても入るようにはなっているんですね。なので、そんなに無理しなくても。海老名は遊休農地、これからパトロールに出ますが、今のところ少ないです。結びつけは相手もあることなので、なかなか難しい部分もありますが、去年は、そうは言いながら、黄区分の農地を■■■■さんが引き受けてくださったりとかして、割と減ったというのがあるので、その辺も含めて、日数にあまりこだわらないでトータルで考えていただいたらいいのかなというような感じです。

【2番委員】 いま1点は、その横の新規参入相談会への参加という形が、目標が2回、今回、ゼロ回になっていますけれども、確かに相談会という形ではないかもしれないのですが、海老名市の場合には、このところで、農業支援センターを創設しまして、農業委員会も関わっているわけですから、そういった意味での相談回数というものは、こういうところにカウントされてくるような

形にはならないのかなということに対する疑問なのですが。

【主 査】 これは私も農業会議のほうに電話して確認させていただきました。直営の相談会と言われると、それは苦しいけれども、今言われたように、センターをつくって、センターのトップには役分で会長が就任していると、つまり、センターの相談会には会長も絡んでいる、そこは考慮してもらえないんですかと聞いたら、担当者の答えですけれども、今年初めてこういうふうにローリングするので、今回は直営のみでいかせてくれと、次回以降ちょっと検討させてくれというような、そんな返事をいただきましたので、今回はそのような形でやらせていただければなと思っております。

【2 番委員】 よく分かりました。いずれにしても、この評価は、農業委員会そのものに対する評価ですから、ぎりぎりじゃなくて、ある程度余裕を持ってクリアするような形で、この目標を実績として上げられるようにしていただきたいなと、皆さんで努力することが必要なのでしょうけれども、そんなことの意見でお話しさせていただきました。ありがとうございました。

【議 長】 ほかに質疑のある方。20番委員。

【20番委員】 委員会に毎回参加していて、そのときに、畑を見たりする人がいて、話したりした場合は、それを書いたほうが、実績というか、ポイントにつながるということですか。

【主 査】 そうです。田畑の空気を吸いに行っただけでは駄目で、会話があったら会話があったというふうに書いて。

【20番委員】 無駄話でもよくするから。そういうのも一応書いておいたほうがいいということですね。実のある話をしないと書けないのかなと思って。

【主 査】 集計ツール内では実績を書く欄があるんですけども、必ずしも実績がなくても。結びつけというのは相手のあることだというのは理解していただいているので。

【19番委員】 農地中間管理機構ですけども、ここは遊休地の貸し手ですよ。これはどういう。海老名市ではこういうのは使わないというか。

【主 査】 旧農地中間管理機構は、この3月で消滅、発展解消して、農業会議と合併して、今、公益社団法人神奈川県農業会議というふうになっています。今まで海老名はほとんど、2年に1回ぐらい、公社を通した貸し借りまたは売買

があるかないかぐらいだったんですね。全体的に相模川から東側というのは少なく、一度農業公社の偉い人が来て、実績を上げてくれないかと頼みに来たこともあるのですが、公社の貸し借りは相手が見えないのですね。相手が見えないほうがいいという人もいるかもしれないですけども、誰に貸したかは、公社が1回借り上げるから、誰に貸すかは公社に任せてくれるというのが3月までのやり方だったんですね。我々は相手の見える農用地利用集積計画というのでやっていました。今やっている農用地利用集積計画というのは、これは局長が詳しいと思いますが、人・農地プランが地域計画というのでできると、もうそこで一旦終わりになって、全部、今言った中間管理機構、神奈川県では公益社団法人神奈川県農業会議を通じてやるという形にがらっと変わってしまいます。長くてもあと1年後半ぐらいにはそうなっちゃう。でも、そうなったとき、農業委員会の事務がどうなるかというのは、ちょっとまだよく分からないのですけれども、今後は、今言われた中間管理機構の役割というのが非常に大きくなっていくのかなと。

【議長】 ほかにございますでしょうか。20番委員。

【20番委員】 その件で、農家の要望を聞いて貸したいという人がいて、それを市のほうで集計して中間管理機構へ上げる上げないを決めているんですか。

【事務局長】 農地の貸し借りというのは、農業委員さんに相談する方もいるし、農協の職員なんかにも相談される方も、またうちの場合には支援センターなんかもあって、出どころはいろいろ、聞きどころもいろいろなのですけれども、最終的には形として、今、中山主査から話があったように、海老名の一般的なものは、今やっている相対、今日も2件ありましたけれども、経営基盤強化促進法に基づいた相対が多いと。つなげるのというのは、実際には農業委員会の職員が間に入ってつなげたり、さっきの■■さんのナシというのは支援センターが間に入って。支援センターもやれば、農業委員会もやっているし、農政課あたりもやっていたりするのですけれども、最終的には農業委員会に利用集積の貸し借りが来るわけですから、農業委員会に情報が入って、海老名市に計画書が出るのですけれども、市長が公表して初めて効力が出るということなのですけれども、それが多いと、相対と。いろいろなパターンです。まず、貸し借りに。

【20番委員】 本人の意向で、機構へ上げてくれとか。

【事務局長】 中間管理機構に上げるというのをあまりまだ皆さんご存じがないんですね。それは簡単に言うと、中間管理機構は神奈川県の場合、昔で言うと神奈川県の農業公社しか法律的にできないところなのですね。海老名市でいくらそれをやってもできなくて。何かというと、貸し手は誰が借りてもいいよと、とにかく中間管理機構に貸しちゃうんですよ。借り手は中間管理機構というところから借りるので、誰が自分の実際に田んぼを借りているかが分からないというようなやり方なんですね。だから嫌だという人もいれば。ただ、田舎のほうに行ってしまうと、10人が貸したくて、借り手ももっと2ヘクタールぐらい一度に20枚ぐらい借りたいという場合、そこに中間管理機構が入ることによって、借り手の状況に合わせてうまく集積して、田んぼが20枚あって、やり手が3人いたら、Aさんはこっちの部分、Bさんは真ん中辺、Cさんは東側とか、そのほうがうまく農地が使えるでしょうみたいな、そういうメリットがあるよというやり方で中間管理事業はそもそも存在しているんですよ。今、海老名市でこうやって利用集積、田んぼを1枚ずつ、はい、何とかさん、何とかさんなんですけれども、そうすると、いっぱいやりたいKさんが、本当はここに10枚まとまっていればいいんだけど、こっちに2枚、こっちに5枚、こっちに3枚とって効率が悪くないでしょうみたいな。だから、中間管理機構みたいなところが一手に受けちゃって、例えば市の我々が今やっているようなところを通さず、中間管理機構にやっちゃって、さっき言った県の農業会議が貸し手にうまく集積して貸せるじゃんみたいな、そういうやり方なんですけれども、なかなか皆さん、借り手の顔が見えないといけないとか、あとは海老名の場合には何だかんだいって貸し手と借り手がうまくマッチングしちゃっている。地方へ行くと、借り手さえうまくなかなかいない、でも、貸すには貸しちゃいたいからどんどん中間管理機構に借りて借りてと出しちゃうんですね。中間管理機構は逆に借りるんですね。だから、さっき言ったように、相対ではなくて、真ん中に中間管理機構と貸し借りがあって、またこっちにも貸し借りがあって。そんな感じなんですね。ただ、行く行くは国としては、今やっている利用集積ではなくて、その中間管理事業に移行していきたいよという形になると思います。

【20番委員】 農業委員会、飛ばしているということですか。

【事務局長】 ここでの貸し借りもある程度当然。今度、中間管理機構とここの貸し借りのもしかしたらその辺がうまく分かっていないことなんですけど。

【20番委員】 農業委員会が全く絡まないということはないと思うんですけど、じゃ、どういうふうに絡んだかというところが先ほどお伺いしたとおり、よく分からない。多分、県内でどこでもやっていないでしょう。

【事務局長】 ただ、実績が欲しいので、県の農業公社、今まで会議も、利用集積でやっていた今日の例えば2組の利用集積を、わざわざ中間管理事業に上げて、今日だったら■■さんと誰かが相対でやればいいものを、■■さんと県の農業会議が貸し借りをして、また、県の農業会議が、今日、■■さんに貸す人とやり取りをして、実績づくりなんていうことで、3件か4件、そういうふうに移行しちゃったことはあります。なので、行く行くはそういうふうにして、貸す側もとにかく貸しちゃったので、借りる側にうまく農地を集積してやりたいというのが国の制度なんですけど、その辺はどうですかね。
よろしいですか。

【議長】 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

【議長】 それでは、ほかに意見のある方、一括でお願いいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、まず、議案第37号の点検・評価について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、議案第38号 目標の設定について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、そのように決しました。

次に、議案書16ページ、6. そのほか、法に基づく許認可等の審議によ

17ページの農地法第4条の2件、18ページの第5条の2件について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【主任主事】 農地を転用する場合、転用目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されておりますが、市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には、許可を要しないこととなっております。それを定めているのが農地法第4条第1項第7号と農地法第5条第1項第6号です。

議案書17ページ、農地法第4条第1項第7号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和5年5月1日から5月31日までの間に届出がされたものです。受付番号10と11の2件で、田、0平米、畑、719平米で、2件の合計面積でございます。

続きまして、議案書18ページ、農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和5年5月1日から5月31日までの間に届出がされたものです。受付番号17と18の2件で、田、0平米、畑、1,344平米、こちらも2件の合計面積でございます。こちらにつきましては、専決処分で受理したことを一括して報告いたします。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、一括して質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、一括して了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、一括して了承いたします。

次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 事務局からはございますでしょうか。

【事務局長】 ございません。

【議長】 ないようですので、本日の定例総会は終了といたします。

2番委員から閉会のご挨拶をよろしくお願いいたします。

【2番委員】 どうもご苦労さまでございます。大変慎重審議いただきまして、本日の第6回定例総会を閉会させていただきます。ありがとうございました。